

暫定措置

第1条 認定医制度規則第29条に定めた暫定期間（以下「暫定期間」という）において、認定医の認定を受ける者は、次の（1）～（3）のすべてを満たす者あるいは（4）、（5）に該当する者とする。

- （1） 日本国歯科医師、又は日本国医師の免許を有する者
- （2） 継続して3年以上の本学会正会員歴で口腔医療に関する研修、又は研究歴を有する者
- （3） 口腔医療に関する学術大会での報告、もしくは論文発表の経験を有する者
- （4） 本学会の評議員で上記（1）から（3）を有する者
- （5） （1）から（4）以外で認定委員会が学会認定医として理事会に推薦し、理事会が認定した者。

第2条 暫定措置第1条を満たし、認定医の資格申請する者は申請審査料を添えて、次の各号の申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- （1） 認定申請書（様式-暫認1）
- （2） 履歴書（様式-暫認2）
- （3） 日本国歯科医師免許証、又は日本国医師免許証の写し
- （4） 会員歴証明書（様式-暫認3）
- （5） 本学会の評議員に関してはその評議員歴証明書（様式-暫認4）
- （6） 業績目録（様式-暫認5）
- （7） 本学会指導医の推薦書（様式-暫認6）

第3条 暫定期間における認定医試験は、書類審査、口答試問形式の面接によるものとする。試験ならびにその結果に基づく資格の判定は認定委員会が行い、理事会が認定する。

- （1） 暫定期間中において本学会評議員は認定医試験、口答試問形式の面接は免除される。

第4条 暫定期間において本学会評議員又は認定医が指導医の認定を受ける場合は、次の各号に該当する者

とする。

- （1） 大学病院等で口腔に関連する診療や研究を担当する診療科、研究室などの長である者、それに準ずる者やこれと同等以上の経験を有する者で、継続して3年以上の本学会正会員歴を持つ者
- （2） 継続して3年以上の本学会正会員歴を持つ者で、学会雑誌あるいは関連学会雑誌に口腔疾患治療に関連する論文発表の経験を有する者
- （3） （1）、（2）以外で認定委員会が学会指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第5条 暫定措置第4条（1）に該当し、指導医の資格申請する者は、次の（1）～（3）の申請書類を、第4条（2）あるいは（3）に該当し、指導医の資格申請する者は、次の各号のすべての申請書類を、申請審査料を添えて、提出しなければならない。

- （1） 指導医認定申請書（様式-暫指1）
- （2） 履歴書（様式-暫指2）
- （3） 会員歴（含む評議員歴）証明書（様式-暫指3）
- （4） 業績目録（様式-暫指4）

(5) 認定医推薦書（様式-暫認5、第4条(3)に該当する者に限る）

(6) 日本歯科医学会分科会の指導医資格証

第6条 本制度発足当初の評議員資格者は第5条に従い申請し、理事会において指導医を認定する。その資格を有した時点で同時に認定医の資格も有するものとする。

第7条 指導医の認定については、認定委員会がこれを審査し、理事会が認定する。

第8条 認定医、指導医の認定を受けた者は登録料を添えて登録申請を行う。学会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、学会雑誌及び総会において報告する。

第9条 暫定期間において、同時に認定医と指導医を申請する者については同時に審査するものとし、指導医の申請審査料を免除するものとする。

第10条 暫定措置第2条、第5条、第8条及び第9条に定める審査料ならびに登録料は細則第14条に規定のとおりとする。

第11条 この暫定措置は認定医制度規則第10章第29条に規定されている期間に限り運用される。

第12条 この暫定措置の変更は認定委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

第13条 暫定措置において本学会指導医2名の推薦を受けた施設の責任者（本学会員に限る）は研修施設の認定を申請することができる。

第14条 第13条により研修施設の認定を申請する際、講座あるいは診療科の代表者は、資格審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

(1) 研修施設申請書（様式-暫施1）

(2) 講座あるいは診療科の代表者の在籍証明書（様式-暫施2）

(3) 申請前1年間における症例一覧報告書（様式-暫施3）

(4) 申請前1年間における学会活動報告書（様式-暫施4）

(5) 当該施設に関する報告書（様式-暫施5）

(6) 申請前1年間における研修実績報告書（様式-暫施6）

(7) 本学会指導医2名の推薦書（様式-暫認7）

第15条 暫定措置に基づく研修施設の登録申請は、認定登録料を添えて、申請書類を認定委員会に提出しなければならない。（様式-登4）

付 則

この規則は平成28年4月17日から施行する。

この規則は平成30年5月12日から改定細則する。

平成30年5月12日改正